

●香川県告示第456号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき次のように道路の供用を開始するので、同項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路課において、平成24年9月28日から同年10月19日まで一般の縦覧に供する。

平成24年9月28日

香川県知事 浜 田 恵 造

- 1 道路の種類 県道（一般）
- 2 路線名 財田上高瀬線（218号）
- 3 道路の区域

区 間	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
三豊市財田町財田上字三の瀬3922番1 地先から 三豊市財田町財田上字三の瀬3925番1 地先まで	10.3~12.9	127	平成19年香川県告示 第313号で変更した 区域の一部

- 4 供用開始の期日 平成24年9月28日